

労働問題研究所：第1回社会保障特別セミナー（第12回特別セミナー）

介護保険制度の問題点を日本の家族をベースに消費者保護の視点で考える

講師 本澤巳代子氏の視点

日本における高齢者介護は、歴史的に「家」制度を前提に、家族（特に嫁）が行うものとの考えのもと、身寄りのない単身高齢者を対象に展開されてきた。そのため、高齢者のための福祉サービスは、施設収容を前提に、身寄りのない低所得者を優先するものであり、その優先度を行政が決定するものであった（措置）。これに対し、世界に類を見ない速さで高齢者が増加し、それに伴って要介護高齢者が増加すると予想のもと、租税財源で高齢者介護サービスの必要量を整備することが難しくなった。そのため、2000年4月1日には、民間事業者による介護市場の拡大を目指した高齢者のための介護保険制度が施行された。

この介護保険導入によって、介護サービスの利用や施設入所が契約をベースにしたものにも関わらず、福祉サービスが措置により提供されてきた長い歴史を持つ日本では、政府や自治体の関係者に消費者保護の認識も危機感もなかった。そのため、介護保険法が制定されてから施行されるまでの約2年間、講師は、東京都をはじめとする地方自治体に働きかけ、介護保険関係の契約書モデル作成に奔走した歴史を持っている。しかし、その後の度重なる介護保険法改正によって制度が複雑化しすぎたため、契約を通して市民の手に取り戻したはずのサービス利用や施設入所は、市民が自分で選んだり決定したりすることが難しくなってしまった。

伝統的な日本人の感覚からすると、医療や介護の専門家、あるいは自治体の関係者に、「どのサービスが良いですか」「どの施設が良いですか」と質問して、相手に決めてもらう方が楽だし安心だと思うかもしれない。しかし、自分が自分らしく生き、自分らしい最後を迎えるためには、高齢期であっても、自らの能力を最大限に『活用しなければならぬ』のである。その「義務」を尽くすことの必要性は、まさに『自律的』生活を送るための権利の裏返しでもある。

出典：消費生活マスター 介護問題研究会編「ドイツにおける高齢者支援調査報告書」2018年3月、「はしがき」及び「あとがき」より。

講師の略歴

関西大学大学院法学研究科博士課程後期課程終了後、法学博士 フンボルト財団奨学金を受け、ドイツ・バイロイト大学社会保障研究所客員研究者を経て、大阪府立大学経済学部教授、筑波大学社会科学系教授を経て、現在、筑波大学名誉教授及び医学医療系客員教授並びに日本社会保障法学会理事

開催日時 2019年 9月21日午後1時30分から3時30分まで（質疑応答時間を含む）

開催場所 アスト津4階研修室A

参加対象者

老人介護問題に関心をお持ちの市民及び団体、介護業務に携わっておられる方及び団体、社会保障・福祉に関心をお持ちの方などです。

このセミナーは津市の後援をいただいております。

当日配布に資料等を事前に用意するため、できましたら以下の要領で参加を開催日までにお知らせいただければ幸いです。団体での参加の場合、代表のお名前と合計人数をお知らせいただければ幸いです。

参加の申込は info@iwhr.or.jp までお知らせください。なお、ファクシミリの場合、0595-61-2935 に送信をお願いします。

参加は無料ですが、会場費や資料作成費等にカンパとして当日ワンコイン「お志」（お一人100円から500円程度を標準としております）をご支援をいただければ幸いです。

労働問題研究所社会保障セミナー 参加申込書

団体名	
参加者名	